五二番一から五二番五まで
五三番及び五四番
五六番
六一番
六三番から六五番まで
六六番一及び六六番二
六七番から六九番まで
七〇番一及び七〇番二
七一番
八〇番
八一番一及び八一番二
八二番及び八三番
八四番一及び八四番二
八五番一
九三番及び九四番
九五番一及び九五番二
九六番から一〇七番まで
一〇八番一及び一〇八番二
一〇九番から一一五番まで
一一六番一及び一一六番二
一一七番
一一八番一及び一一八番二
一一九番一及び一一九番二
一二〇番から一二二番まで
一二七番二及び一二七番三
二六七番から二六九番まで

○関東地方整備局告示第二百四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	つくば市柳橋字谷津一八番一から同市新牧田字新牧田一五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常総国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月二十四日

○関東地方整備局告示第二百四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	渋川市半田字東田三三八七番一から同市半田字向畑一七八二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月二十三日

○北陸地方整備局告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十三日　北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千二百四号富山高岡広域都市計画及び八尾都市計画下水道事業神通川左岸流域下水道

三　事業施行期間　自平成四年六月十二日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日　中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鈴鹿市北玉垣町字西浦八四一番四から松阪市小津町字八準歸五二一番二まで	前	C B A	一九・〇〇〜一三・〇〇メートル 一〇・〇〇〜一五七・三〇〇メートル 一三〇・一三四キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	C B A	一九・〇〇〜一三・〇〇メートル 八五・〇〇〜八八・五〇〇メートル 一〇・〇〇〜一五七・三〇〇メートル	七・一四三キロメートル 二四・〇一四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	広島市南区出島一丁目一番七から同市南区出島一丁目一〇番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局広島国道事務所
〃	広島市南区光南四丁目八九一番六四地先官有無番地から同市南区光南四丁目八九二番八〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十二年四月二十四日

○四国地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日　四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
徳島県三好郡東みよし町加茂二五七六番一から同町加茂二六五八番三まで	前	一四・〇八〜一五・四六メートル	一〇・一一一キロメートル
	後	一四・二二〜一六・一三メートル	一〇・一一一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十二号	徳島県三好郡東みよし町加茂二五七六番一から同町加茂二六五八番三まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月二十三日